

令和5年2月

トラック輸送を利用される荷主の皆様へ

中部運輸局福井運輸支局  
福井労働局  
(一社)福井県トラック協会

## トラック運送事業の安定した輸送力確保に向けた取組のお願い

平素は、トラック運送事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界は、国民の生活と経済を守るライフラインとして、国内物流の中心的な役割を果たす一方、今後も持続的に輸送ニーズに的確に応え、安定した輸送力を確保していくにあたっては、「ドライバー不足」と「働き方改革への対応」という課題に直面しています。

平成30年に成立した働き方改革関連法において、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについては、令和6年4月から「2024年問題」と称されるドライバーの時間外労働の上限規制(年間960時間)が適用されることにより、1人が運ぶことができる荷物量減少から物流が停滞し、国民の生活や経済の停滞にもつながることも懸念されます。このため、ドライバーの労働環境の改善を図り、物流の担い手であるドライバー不足を解消することが急務となっています。

また、昨今の燃料価格の高騰による経営の圧迫に加え、労働条件の改善等に必要な運賃収入が確保できない、出荷元・納品先での荷役作業や荷待ち時間がドライバーの労働環境改善を停滞させている等、トラック運送事業者は各種の課題を抱えています。

このような課題を解決するためには、トラック運送事業者自らの尽力に加え、荷物を発送する、あるいは受け取る荷主の皆様をはじめ、関係者が一体となって連携・協働し、取り組むことが必要であります。

つきましては、下記の事項を御参照いただき、トラック運送業界の現状について御理解をいただくとともに、トラック運送事業が持続的に安全で安定的に輸送力を提供できるよう、ドライバーの労働環境改善に御協力をいただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1 トラック運送事業者の働き方改革に向けた取組への協力について

トラック運送事業者には、労働基準法のほか「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(厚生労働省告示、令和4年12月23日一部改正)」の遵守が求められています。

また、平成31年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が順次施行されており、現在適用が猶予されている自動車運転業務においても、令和6年4月以降は時間外労働の上限が年間960時間に規制されることから、これに向けた労働時間削減の取組が重要となっています。

このため、荷主の皆様におかれましても、計画的・合理的な発注、適正な運行時間を見込んだ輸送時間の確保、荷受け・荷卸時の荷役作業や荷待ち時間の短縮に努めることにより、トラックドライバーの長時間労働による過労運転の防止に御協力をお願いいたします。

また、荷物の到着時刻の指定等に際しましても、トラック運送事業者における安全運行のため、ゆとりある輸送時間の確保に御配慮をいただきますようお願いいたします。

## 2 標準的な運賃について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。(令和2年4月24日国土交通大臣告示)

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用への御理解と御協力をお願いいたします。

## 3 輸送コストの上昇分を踏まえた運賃・料金の見直しの協議について

トラック運送事業者から燃料価格高騰等に伴う輸送コストの上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

荷主の皆様におかれましては、トラック運送事業者と協議の上、輸送コストの上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しをお願いいたします。

## 4 「ホワイト物流」推進運動について

国土交通省では、荷主企業とトラック運送事業者が相互に協力して、物流の改善を図るための「ホワイト物流」推進運動を展開しています。トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進め働きやすい労働環境を実現するため、積極的な参加をお願いいたします。参加される場合には、「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト(<http://white-logistics-movement.jp>)において御確認ください。

## 5 安全・安心なGマークの安全性優良事業所の利用について

国土交通省と(公社)全日本トラック協会が推進する「安全性優良事業所認定制度(以下「Gマーク制度」という。)」は、輸送の安全確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定・公表し、荷主企業が安全性の高い事業所を選びやすくすることにより、トラック運送業界全体の安全性の向上に資することを目的としています。

荷主の皆様におかれましては、Gマーク制度の趣旨を御理解いただき、安全・安心なGマークの安全性優良事業所を御利用ください。

以上